

## 令和7年度第3回狭山市上下水道事業審議会会議録

開催日時 令和7年10月8日（水）  
午後2時30分から午後4時50分まで

開催場所 狹山市役所 7階 職員研修室

出席者 持田会長、野澤副会長、伊藤委員、近藤委員、橘委員、浅見委員、大野裕明委員、大野洋美委員、岡田委員、真道委員、関根委員、諸口委員  
欠席者 吉松委員  
事務局 吉村上下水道部長、内山上下水道部次長（下水道施設課長兼務）  
経営課：小高課長、小坂主査、橋本主査、福田主事、手塚主事、鹿子畠主事、高橋主事補  
水道施設課：小林課長、杉山主幹、村田和宏主幹、平田主幹、坂元主査  
下水道施設課：市川主幹、石井主幹、村田努主幹、若林主査

傍聴者 1名  
報道関係者 無し

議事 (1) (仮称) 第2次狭山市水道事業経営戦略計画（素案）について、資料をもとに説明。（公開）

質疑  
委員 技術職員数が減少した場合、仕事量が増えるだけでなく多くの技術的知識も不足する。例えば7名減だと影響はとても大きいと考えられるが、その場合の対応策などはないのか。

事務局 既にベテラン職員の退職等で職員による運営の困難さは認識している。現在、浄配水場の水道施設の運転管理等については民間事業者へ委託化しており、今後も規模の拡大による対応を検討している。また、職員が行っている工事設計業務についても技術不足を補うためにシステムの効率化や民間活力の導入について検討している。

委員 民間に任せるだけでよい問題ではないため、しっかりとやっていってもらえればと思う。

議事 (2) (仮称) 第2次狭山市下水道事業経営戦略計画（素案）について、資料をもとに説明。（公開）

質疑  
委員 企業債残高を水道は21,000円以下、下水道は半分以下とするということだが、その違いは何か。

事務局 水道は元々が少ない。下水道はこれまで築造工事が多かつたことで借

入が多くなっていたが、今後は維持管理に移行していくことで企業債の借入は減少させていく見込みである。

委 員 P9（ウ）財源「⑨不明水対策」について、現計画が87%、次期計画は84.3%となっており、下方修正しているように感じられる。なぜか。

事務局 有収率については降水量に影響を受けやすいため、過去5年間の平均実績を下回らない数値で設定している。

委 員 分流式の場合、理論上降水量は関係ないはずだが、実際はそうではなく、下流であるほど不明水が発生してしまう。近年は短時間の大雨により水が溢れることも多い。降水量に左右される数値を目標とすると行政の努力・成果が見えにくくなるため、他に良い案があれば提案したいが思いつかない。不明水対策という目標があること自体は良いと思うため、目標自体はなくさず、指標に対する検討をしてほしい。

委 員 P8（イ）施設「④ストックマネジメント計画の策定」について、令和17年までに26km更新とあるが、これは計画に入っている数字が26kmであるということか。また、「⑥総合地震対策計画に基づく対策の実施」の災害時用トイレについての目標は達成による完了という形で削除してしまってよいのか。

事務局 ストックマネジメント計画は5年ごとの更新をしている計画で現在2期目に入っている。令和6年から令和10年までが対象となっており、現在は年間2.6km程度を調査するという方向性で策定されている。経営戦略の期間が令和17年までであることから、年間2.6kmに10年を乗じた数値として26kmを算定している。災害用トイレについては、トイレの下部となる管路が下水道施設課、上部が防災の所管であり、今後は両者の協議で場所などを決定していくため。

委 員 効率的な汚水処理方法の選定は次期計画から削除されているが、肩の荷が下りたという認識ではなく、協議は継続していただきたい。

事務局 内容が環境部門と上下水道部門で分かれるため、今回の目標からは削除したが、今後も検討・協議していく。

議 事 (3) 水道料金及び下水道使用料の改定について、資料をもとに説明。  
質 疑 (公開)

委 員 県水値上げの情報が出る前に既に値上げを実施している事業体は、県水値上げ後にも再び改定する予定があるのか。

事務局 事業体によるが、経常収支を黒字維持できる事業体であれば当面の改定は実施しないと説明している場合もある。

委 員 県内比較について、各市の将来的な改定については確定したものではないので正確な比較とはならず、注意が必要だろう。

委 員 改定率を考慮するとあるが、子育て世帯や低所得世帯に対する支援策などの検討は行うのか。

事務局 水道・下水道事業については、それぞれの収入によって必要な経費を賄う独立採算系が原則となっていることから、利用した分の料金を支払うことが全体の公平性に繋がると考えている。また、生活保護受給世帯であれば、生活保護費には「食費」「光熱水費」など、日常生活に必要な費用に充てるための生活扶助費が既に含まれている。これらの要素から、低所得者や生活保護者に対して支援を行うことは適正ではないと考える。

議 事 (4) その他 デザインマンホール応募状況について、資料をもとに説明。(公開)

質 疑 なし

他に質疑はなく、会議は全て終了となる。